



前回の推進委員会 (1月10日開催) でのご意見

資料 1

[阪南市自治基本条例推進委員会]

主なご意見

委員	【ページ番号等修正】 ○ページ番号は、表紙には普通入らないので、これは取る。 ○15 ページ市民活動センターの郵便番号は、〒599-0201 です。役所の電話番号と市民活動センターの電話番号の全角半角を揃えた方が良いと思います。 あと、市民活動センターの方が、休館日が月火祝となってるんですけども、特に年末年始などは変則的な部分もあるので、文言を入れたほうが良いのかどうなのかっていうところが気になりました。 ページ番号ですけど、めくっていくときに見にくいと思います。 →修正しました。
委員	【補助金について】 ○ある程度補助金について、ガイドラインなので、書いた方がよいと思います。 協議会が設立してからだけでなく、設立準備会ができたときに、いろいろ費用もかかると思う。他市を見て、例えば 30 万円で 3 年間というのもありまして、その辺もやっぱり検討していただく必要があるかなと思います。 →13 ページに記載しました。 ※令和 7 年度予算確定前につき、あくまでも予定です。

委員	【説明会・シンポジウムの開催について】 ○理想になるかもしれないんですけど、この自治基本条例がある程度形になったときに、シンポジウムを開いてくださったと思います。シンポジウムみたいなものをできればして下さったら良いかなと思います。他の活動がどういうことされてるのか、わかりやすいし、それなら自分の地域もできるかなと考えられるかなと思いました。 ○設立に向けて地域での説明会の予定などがありますか。 →ガイドライン完成後になんらかキックオフ的なことができればと考えています。どういう開催形式だと関心を持って来てもらえるかアドバイスがあればお伺いできればと思います。
委員	【主な団体等について】 ○2 ページまちづくり協議会構成員と、それから 6 ページの一番上の主な団体等があります。2 ページには民生児童委員は入っていない。 校区福祉委員会の件で、校区(地区) 福祉委員会とすればよいと思います。 →修正しました。
委員	【阪南市らしさを取り入れた活動事例について】 ○12 ページ活動事例は、前回、なにか挙げ入れた方がいいんじゃないかという提案しました。この活動事例こそ、阪南市の特徴がいかせるというふうに思って、見直してもらった方がいいんじゃないかなと。例えば資源活動とか、阪南市のまちづくり協議会の指針になるんじゃないかなと思っています。 ○活動事例としては、資源回収とか資源活用の作業とかそういうふうなものとか、らくらく送迎という高齢者の送り迎えをやっているのもそういう例とか、認知症のご夫婦が参加されたり、地域の聴覚障がい者の方も、活動に参加してくれてる。それを私たちは、共生社会どう実現するかという表現をしてるんですけども、活動事例の中にそういうものを入れていただければいいかなと思います。 ○事例は、資源回収とか、これからの地域での困りごとの事例を書いてもらったら、いいんじゃないかなと思います。 →修正しました。

委員	【楽しいのキーワード】 ○まちづくり協議会の活動なんですか、やっぱり便利になるとか、役に立つとか、そういうのがみんなの心に浸透すれば、多分やる気も出るんですけど、これ見ると、あんまり楽しくないんですよね。 楽しくやれるというのがキーワードとして、いるんじゃないかなということでこの3 ページ目 1-1、最後の方に、協力連携しながら、まちづくりを進める、この間に楽しくとちょっと入れてもらった方がよいと思います。 →修正しました。
委員	【ステップ0 について】 ○ステップ0 とか1 とかありますけど、これ何となく見たときに、0 っていうのは、何か違和感があるんですよね。 →部会でご意見をいただいた0 のままにしています。
委員	【11 ページ 市の支援】 ○市の支援というところで形式的なことなのですが、何ページか市の支援が出てくるので、できれば一番最後 11 ページに市の支援の一覧表にこんなことやってますよと書かれているのですが、例えばステップ○の連携支援ですよ書いた方が良い気がしました。 →修正しました。
副委員長	【職員への周知や職員の継続的なスキルアップについて】 ○もちろん事務局の皆さんはご理解いただいているかと思いますが、他の関わるような職員の方にもしっかり理解していただきたいところではあります。 ○職員異動があることも考えると、やっぱりスキルアップを継続的に果たしていくということも、とても大事になってくると思う。なので、最初の話に戻りますが市

	の支援っていうのをしっかりやっていけるような、市の体制整備準備っていうのも、忘れずに取り組んでいていただきたいなと思いました。 →地域福祉の会議の中で発表させていただくなど、これからも職員の周知に努めてまいります。また地域に出る職員のスキルアップ向上のため研修を受けるなど継続的にスキルアップできるように努めてまいります。
--	---

[阪南市自治基本条例推進委員会]

主なご質問

推進委員会でご質問があったものは市民の皆さんも疑問に思われる可能性がありますので、まとめてみました。

委員	Qすでに校区福祉とかで協議会と同じような活動をされてる地域もあると思うのですけれども、そういうところは、認定を受けたい場合、小学校区などの地域まちづくり協議会というふうに名称変更しないといけないのか。 A 名称変更をしないといけないというものではありません。 それぞれの地域で名称を検討いただけます。
委員	Q かなり独立性の高い住宅地ですごく活動的に、いろいろやられてるんですけども、それを助成金をもらって、まちづくり協議会として、1地域でなるということはどうですか。 Q 独立性のある地域は、1自治会だけで、例えば、もうちょっと活動団体を巻き込んだり、個人で、すてきなカフェとか出られるような方とかをひっくるめて、まちづくり協議会という形だと、十分にOKということになりませんか、どうでしょう。 A 地区の範囲としては自分の地区を超えた団体との連携を想定しているところ。 概ね小学校区以内

委員	Q 地域として、防犯とか防災はしたいんだけど、ほかはしたくないとか、そんなことはあまりないと思うんですけど、よいのでしょうか。自分たちのすることは自分たちで決められるということでしょうか。 A 自分たちのすることは自分たちで決められます。ただ、市の補助金のメニューとして防災には取り組んでほしいと考えています。
----	---